

新型コロナウイルス感染症 関連のお知らせ

令和6年4月以降の対応について

社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について

(令和6年 3月15日付高第1297号通知)

項目	現行の対応(5類移行後)	令和6年度以降の方針・対応
感染状況の把握	・事業所からの新型コロナ発生報告により、感染状況を把握し必要な支援の検討(1名でも発生時はFAXで報告)	・高齢者福祉課・障がい福祉課への発生報告は終了 ※各施設は感染症法に基づき保健所へ報告
業務継続支援チームによる支援	・クラスター発生施設へ訪問し、感染管理及び施設内療養について助言後、感染終息期までWEBによる継続的なフォローを実施	・訪問支援終了、平時の体制(事案毎の個別対応等)へ移行
介護職員等派遣制度	・クラスター発生等により、業務継続が困難な場合、当該事業所へ派遣協力事業所から介護職員等の派遣調整を実施	・派遣制度終了 ・施設において法人内や地域における相互応援体制の構築を検討
職員のメンタルケア	・「こころのケア訪問」として新型コロナ発生に伴うメンタルケアを希望する施設へ心理士が訪問し、相談対応又は研修を実施	・こころのケア訪問終了
酸素濃縮装置の確保と貸与	・高齢者福祉課と県内6保健所(松江保健所除く)に5台ずつ計35台保有し、必要時コロナ発生施設へ貸与	・確保終了
抗原検査キット	・クラスター発生施設に提供 ・職員用の検査キットの無料配布	・提供終了(国による無料配布も終了) ・施設において感染拡大防止のための必要数を確保
感染防護具	・感染防護具を確保しクラスター発生施設及び各保健所へ提供	・提供終了 ・施設において感染拡大防止のための必要数を確保
研修等	・施設職員を対象とした、5類移行に係る変更点の確認と施設内療養等における対応に関する研修を開催	・医療機関との連携確保、定期的な研修参加について指導・助言(R6介護・障害福祉サービス等報酬改定で加算新設)

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の サービス提供体制確保事業費補助金の事業終了について

(令和6年3月15日付事務連絡)

- 標記の補助金については、国の事業終了に伴い、令和6年3月31日をもって終了となります(令和6年3月31日までに発生した経費は補助対象)
- なお、令和6年1～3月までに発生した経費について、現時点で申請書を提出していない場合、当面の新規申請は行わないようお願いいたします(令和6年5月中旬頃に受付再開し、6月末で締め切る予定ですが、詳細は改めてお知らせします)
- 令和5年12月以前に発生した経費に係る申請については、既に締め切っています

経費の発生時期	申請書提出期限	備考
令和5年3月以前	令和6年1月31日	締切済
令和5年4～9月		
令和5年10～12月	令和6年2月29日	締切済
令和6年1～3月	令和6年6月30日(予定)	当面、新規の申請受付は行わない(5月中旬より受付再開予定)
令和6年4月以降	事業終了につき補助対象外	

令和6年度4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の 人員基準等の臨時的な取扱いについて

(令和6年3月19日付厚労省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課事務連絡)

○新型コロナウイルス感染症について通常の医療提供体制に移行し、各種公費支援等の対応は終了することを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する一連の事務連絡については、令和6年3月31日をもって廃止となります。

○ただし、一部の臨時的な取扱いについては、廃止することにより介護サービス事業所の運営への影響が大きいことを踏まえ、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、以下のとおりとなります。

以下、国事務連絡より抜粋

問1 介護老人保健施設の入所者や職員において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、感染拡大防止の観点から入所又は退所の一時停止を行った場合、介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る施設基準において、「算定日が属する月の前6月間」等の指標の算出に当たって使用する月数に、その期間を含む月は含めないとする取扱いは可能か（令和7年3月31日まで）。

(答)

可能である。ただし、入退所を一時停止する期間及びその理由を事前に許可権者に伝えるとともに、記録しておくこと。

なお、新型コロナウイルス感染のない者の入退所については、地域の感染状況も踏まえながら従前どおり行うよう努めること。

問2 ユニットリーダー研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年どおり実地研修の実施ができない期間が生じたことにより、実地研修が未修了である者がいる場合、人員基準上の取扱い如何。

(答)

ユニットリーダー研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年どおり実地研修が実施できない期間が生じたことから、特例措置として、令和元年度～令和5年度に実施された当該研修のうち、講義・演習を受講済みであって、実地研修が未修了の者については、実地研修が可能となった際は速やかに受講することを条件に、令和6年度に限り、人員基準上、ユニットリーダー研修修了者として取り扱って差し支えないものとする。